

電話相談会

ブラック家主

110番

これって退居しなきゃいけないの？



6月14日(日)



10:00~16:00



06-6361-0546

※当日は、「大阪いちちょうの会」(大阪市北区西天満4丁目5番5号マークス梅田301号)にて電話待機しています。

なお、当日は各地で電話相談会を同時開催いたします。ただし、東京は、「ブラック地主・ブラック家主対策弁護士」との共同により、「ブラック地主・家主110番」として実施いたします。また、福岡は、午後1時から4時の実施となります。

東京 03-5956-2510：城北法律事務所

愛知 0565-77-7052：愛知ひまわり法律事務所

福岡 092-761-8475：ひこばえの会 (福岡クレジット・サラ金・ヤミ金被害をなくす会)

主催：生活弱者の住み続ける権利対策会議

〒556-0013 大阪市浪速区戎本町1-9-19 酒井家ビル1号館5階きづがわ共同法律事務所
弁護士 増田 尚(事務局長) TEL: 06-6633-7621 FAX: 06-6633-0494